

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）予算額 1,221,819 千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,757,832	1,790,233	0	46,594	120,138	800,867
	高齢者福祉事業	221,572	1,446	0	11,487	27,215	181,424
	児童福祉事業	7,075,833	2,668,055	104,600	473,387	499,566	3,330,225
	母子福祉事業	53,028	25,332	0	2,110	3,337	22,249
	生活保護扶助事業	1,263,578	929,926	0	6,041	42,734	284,877
	その他	285,867	32,811	0	32,930	28,714	191,412
	小計	11,657,710	5,447,803	104,600	572,549	721,704	4,811,054
社会保険	国民健康保険事業	625,000	255,472	0	0	48,202	321,326
	介護保険事業	1,165,966	0	0	0	152,091	1,013,875
	後期高齢者医療事業	1,423,600	274,776	0	0	149,855	998,969
	小計	3,214,566	530,248	0	0	350,148	2,334,170
保健衛生	高齢者医療事業	225,402	88,333	0	30,000	13,966	93,103
	疾病予防事業	578,392	5,983	0	67,728	65,832	438,849
	健康増進事業	666,016	12,060	0	225,781	55,852	372,323
	母子保健事業	188,884	84,475	0	23,366	10,571	70,472
	診療所運営事業	71,317	0	0	42,601	3,746	24,970
	小計	1,730,011	190,851	0	389,476	149,967	999,717
合計	16,602,287	6,168,902	104,600	962,025	1,221,819	8,144,941	

※ 消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。